

神田川（寿橋下流～富士見橋上流） 整備事業に伴う事業説明会及び測量説明会

<次第>

1. 開 会
2. 職員紹介
3. 挨拶
4. 事業説明
 - ①事業概要及び事業の進め方について
 - ②測量調査について
5. 質疑応答
6. 閉 会

神田川（寿橋下流～富士見橋上流） 整備事業に伴う事業説明会 及び測量説明会

東京都建設局河川部

東京都第三建設事務所

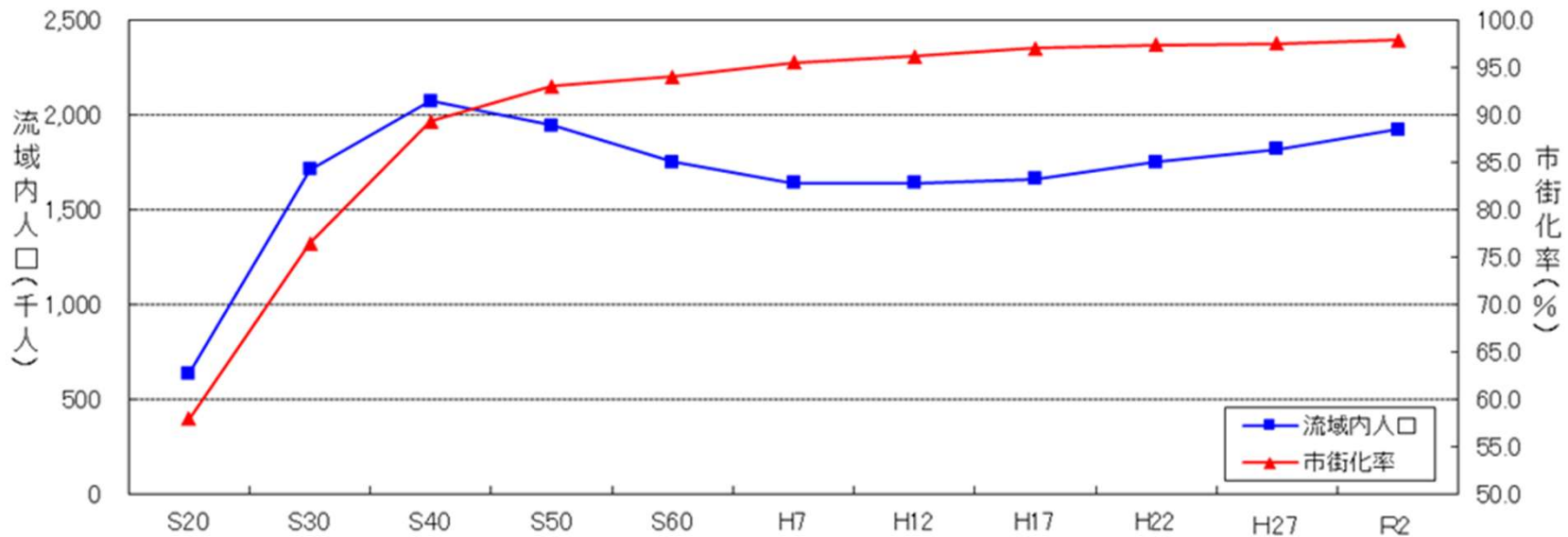
東京都の中小河川事業の概要



一級河川・二級河川 : 107河川 (857km)
うち 中小河川 (要改修) : 46河川 (324km)

神田川流域の開発状況

神田川流域における土地利用変化



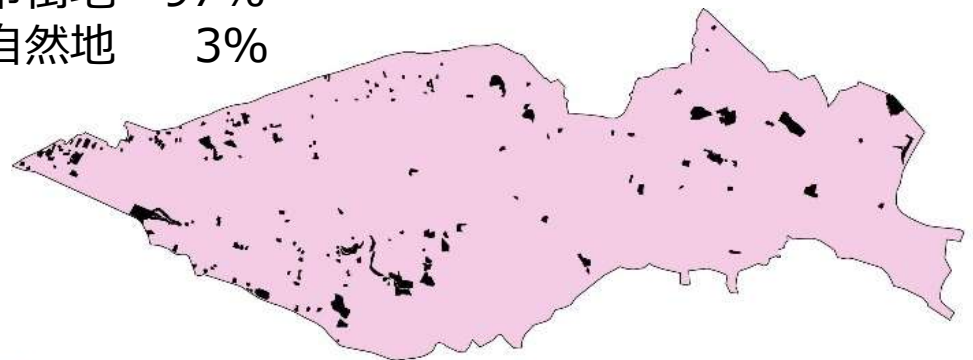
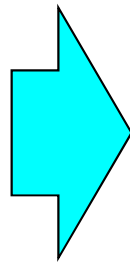
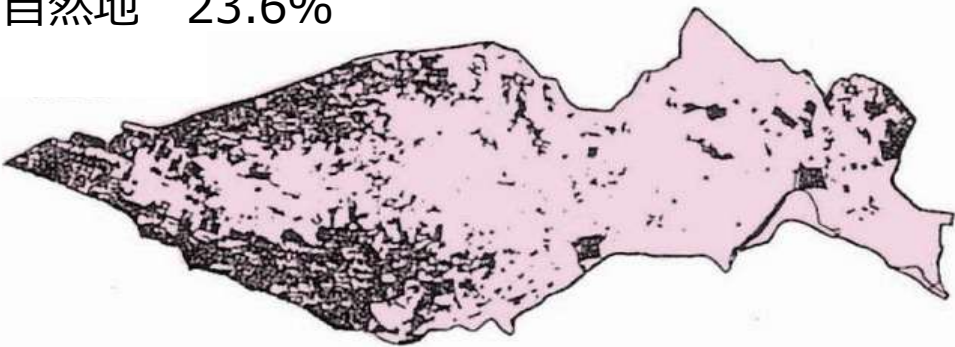
※令和2年は「国勢調査人口速報」値

昭和30年代初期

市街地 76.4%
自然地 23.6%

平成15年

市街地 97%
自然地 3%



市街地
自然地 (田畑公園等)

市街化による流出増加のイメージ

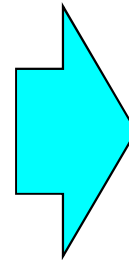
市街化前



市街化後



- 雨水は地下に浸透
- 河川に流れ込む表流水は抑制



- 開発により不浸透域が増大
- 短時間に多量の表流水が河川に流入

これまでの水害発生状況

神田川流域における主な水害の記録

○平成5年8月の水害時の状況
(神田川 高砂橋付近)



○平成17年9月の水害時の状況
(神田川 上水橋付近)



年月日	水害名	浸水面積 (ha)	浸水棟数 (棟)	降雨記録		
				観測所名	時間最大雨量(mm/h)	日雨量(mm)
H3.9.18~20	台風18号	28.5	1,067	新宿	44	141
H5.8.27	台風11号	117.1	4,706	弥生町	47	195
H17.9.4~5	集中豪雨	125.9	3,591	下井草	112	251

※表内は神田川流域全体における数を示す

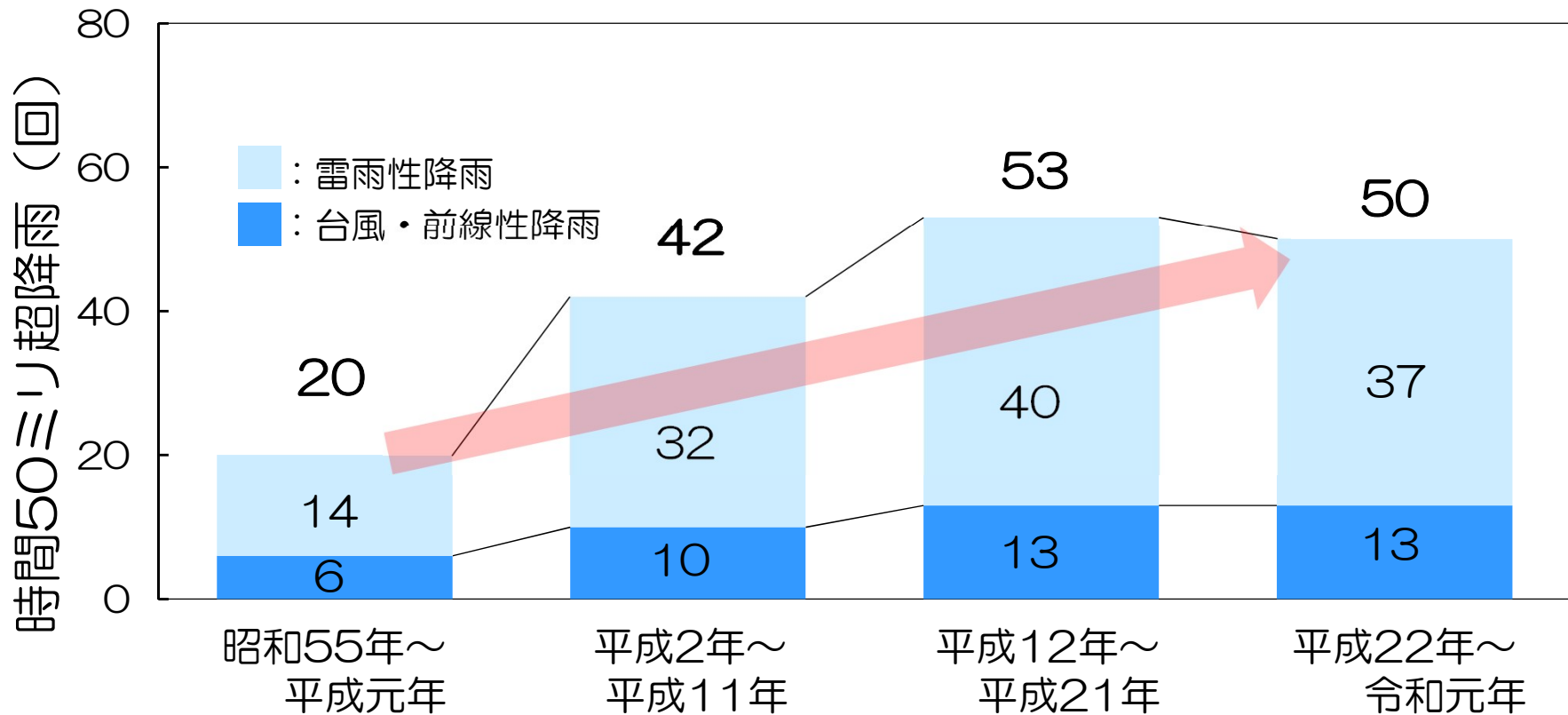
水害発生状況（平成17年9月の豪雨）

浸水実績図



東京における降雨状況の経年変化

■ 1時間に50ミリを超える降雨の回数



近年、1時間に50ミリを超える降雨（台風や雷雨性の局地的集中豪雨）の増加に伴い水害リスクが高まっている

河川整備の考え方

目標：年超過確率**1/20**規模※の降雨に対し、河川からの溢水を防止（※区部では時間75mm）

整備方針：時間50mm降雨まで

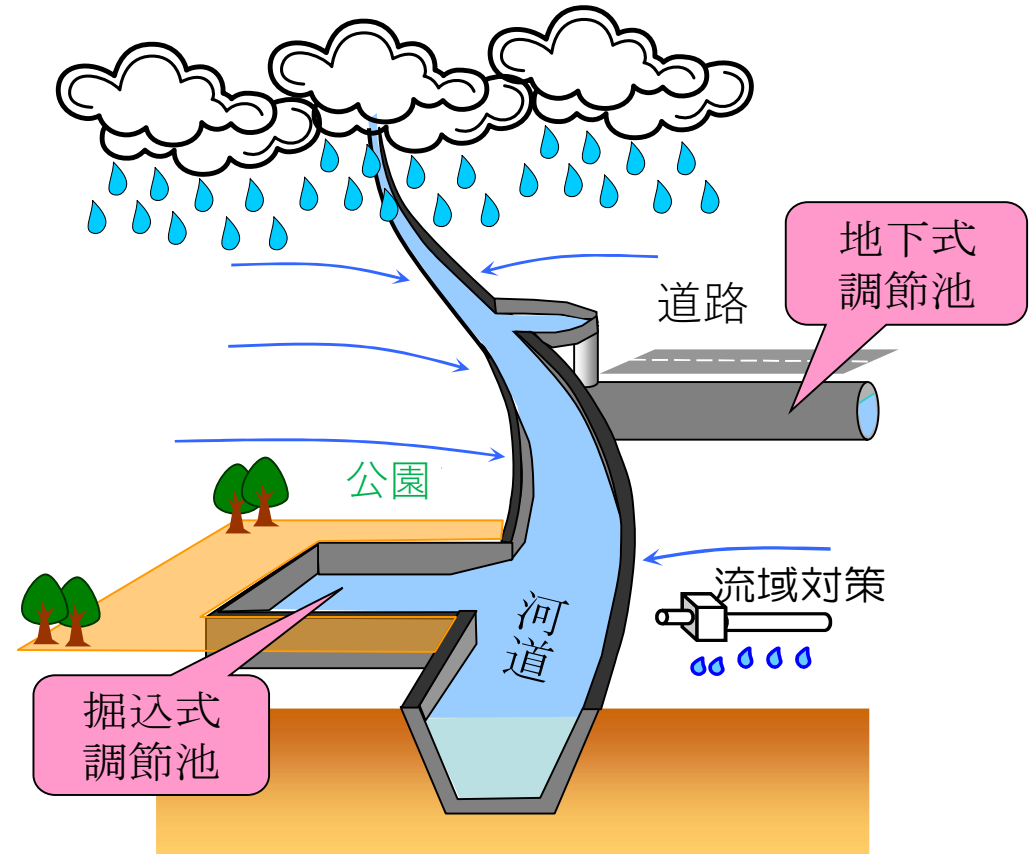
▶ 河道整備で対応

時間50mmを超える降雨

▶ 調節池及び流域対策で対応



整備分担

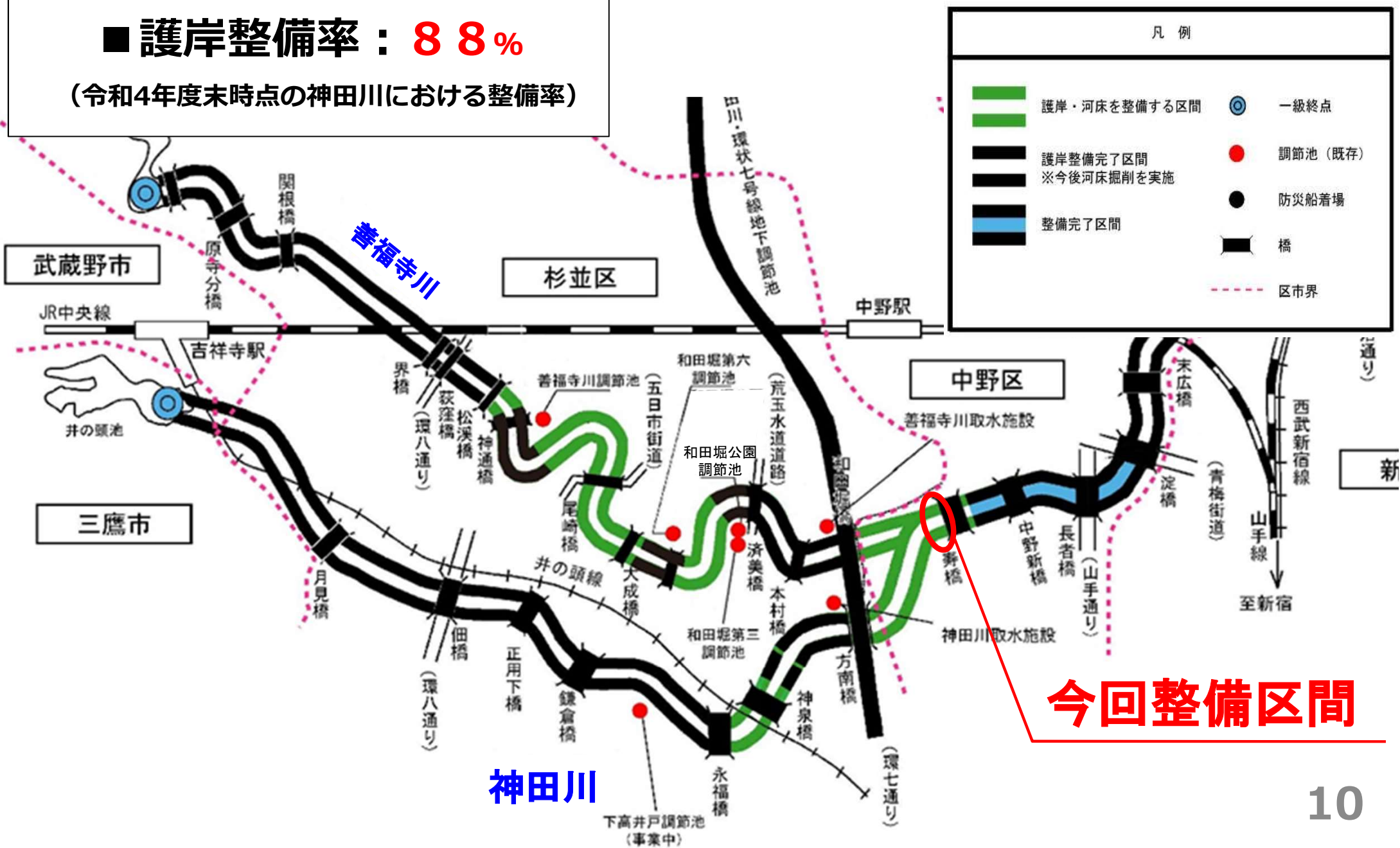


整備イメージ

神田川流域の整備状況

■ 護岸整備率：88%

(令和4年度末時点の神田川における整備率)



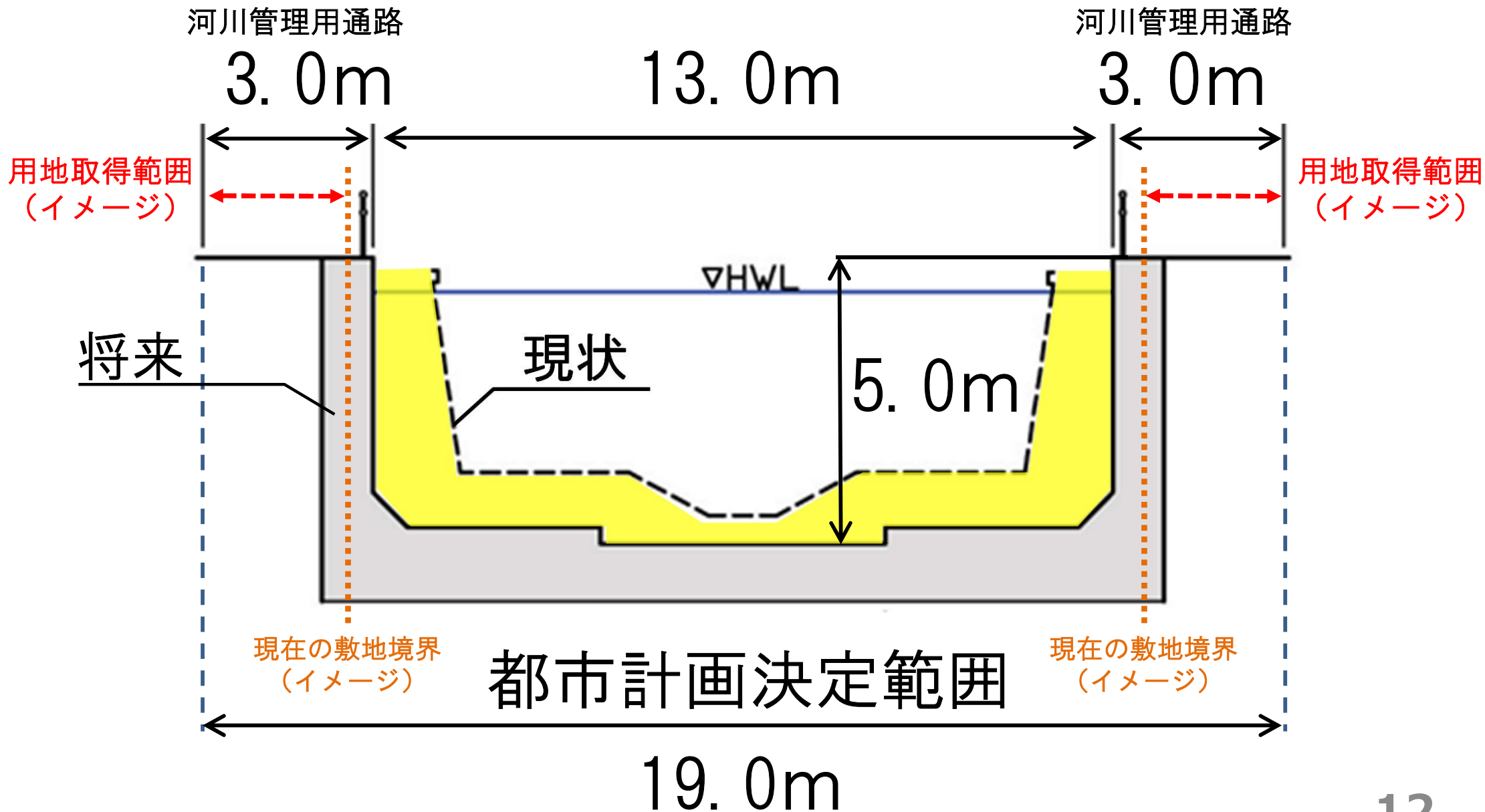
河川整備の事業概要



<整備の基本的な考え方>

- ✓ 洪水を安全に流下させられるよう、**川幅を拡幅し河床（川底）を深くする護岸整備**を実施（橋梁の架替え含む）
- ✓ 事業実施にあたって、**河川沿いに事業用地を確保**する必要があり、その用地範囲を確定するために、**調査（現況・用地測量）**を実施

標準断面図



整備後のイメージ

整備前(新橋上流)



整備後(新橋上流)



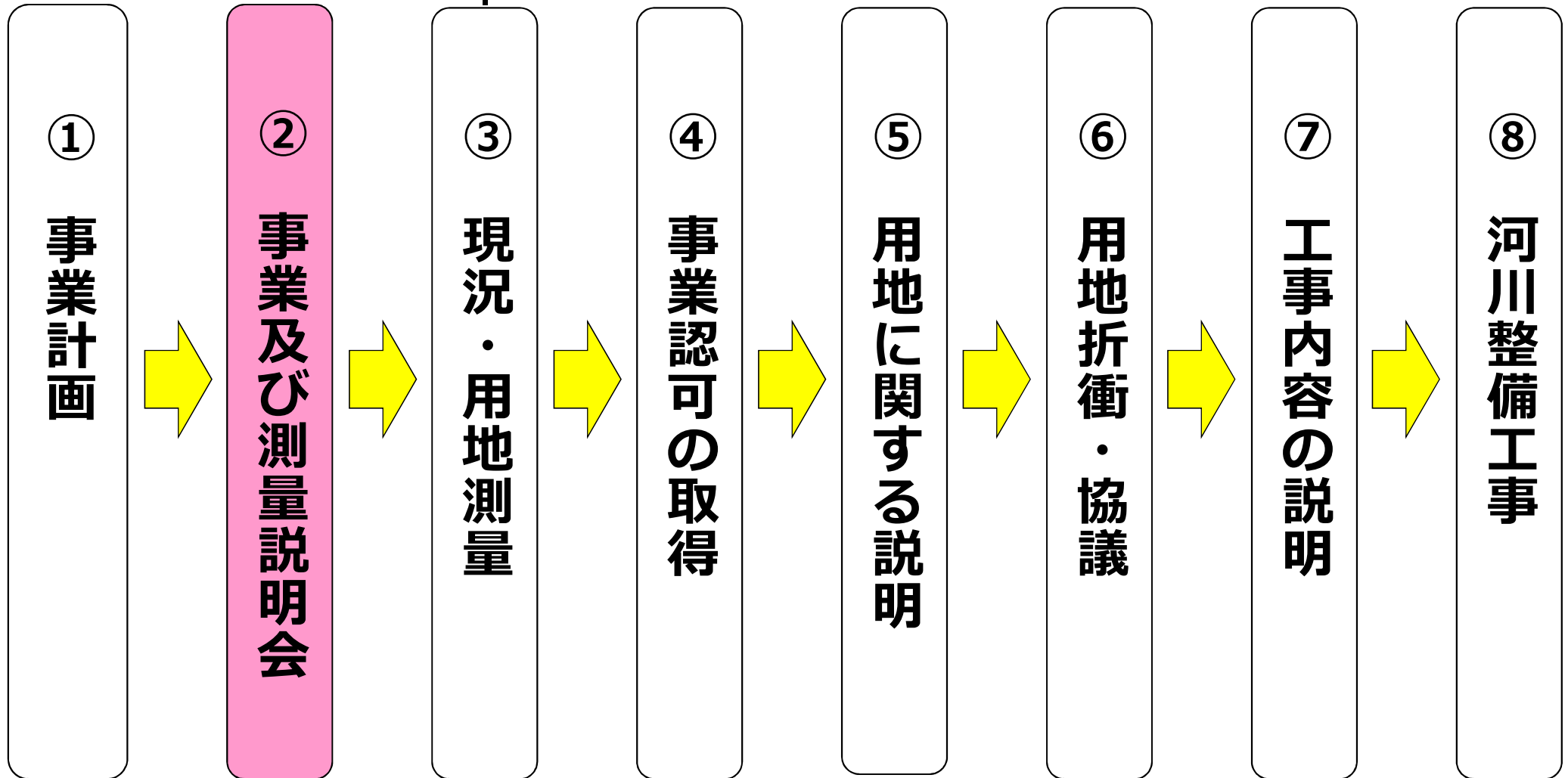
管理用通路



事業の進め方について

令和5年度

令和6年度以降



本日

測量調査について（1）

測量調査の目的

○目的に応じて、2種類の測量を行います。

(1) 河川工事の設計に必要な現在の地形や地物、高低差の調査
及び河川計画線位置出し …**現況測量**

(2) 河川用地として買収させていただく土地の範囲と面積の確定 …**用地測量**

測量調査の進め方

①測量は東京都と委託契約した測量の専門会社が、東京都の監督員の指示に基づき、**事前にお知らせ（チラシ等）を配布**して行います。

②委託会社には、**東京都が発行する腕章及び身分証明書を常に携帯**させます。

③作業によっては、宅地内に入って調査を行う場合があります。

宅地内に入らせていただく場合は、事前にお断りをした上で作業します。

測量会社の担当者が携帯する身分証と腕章

(身分証表)

●三建工二身第 号

身分証明書

顔写真

氏名 ●●●●

勤務先 株式会社●●

勤務先住所

上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

記

1. 件名 ●●測量

2. 委託場所 東京都●●区●●地内から同区●●地内まで

3. 委託期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

東京都第三建設事務所長 ●●●●

公印

注意

1. この証明書は、標記委託に従事する場合には、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
2. この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。
3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都第三建設事務所長へ届け出なければならない。
5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都第三建設事務所長へ返還しなければならない。

(身分証裏)

(腕章)

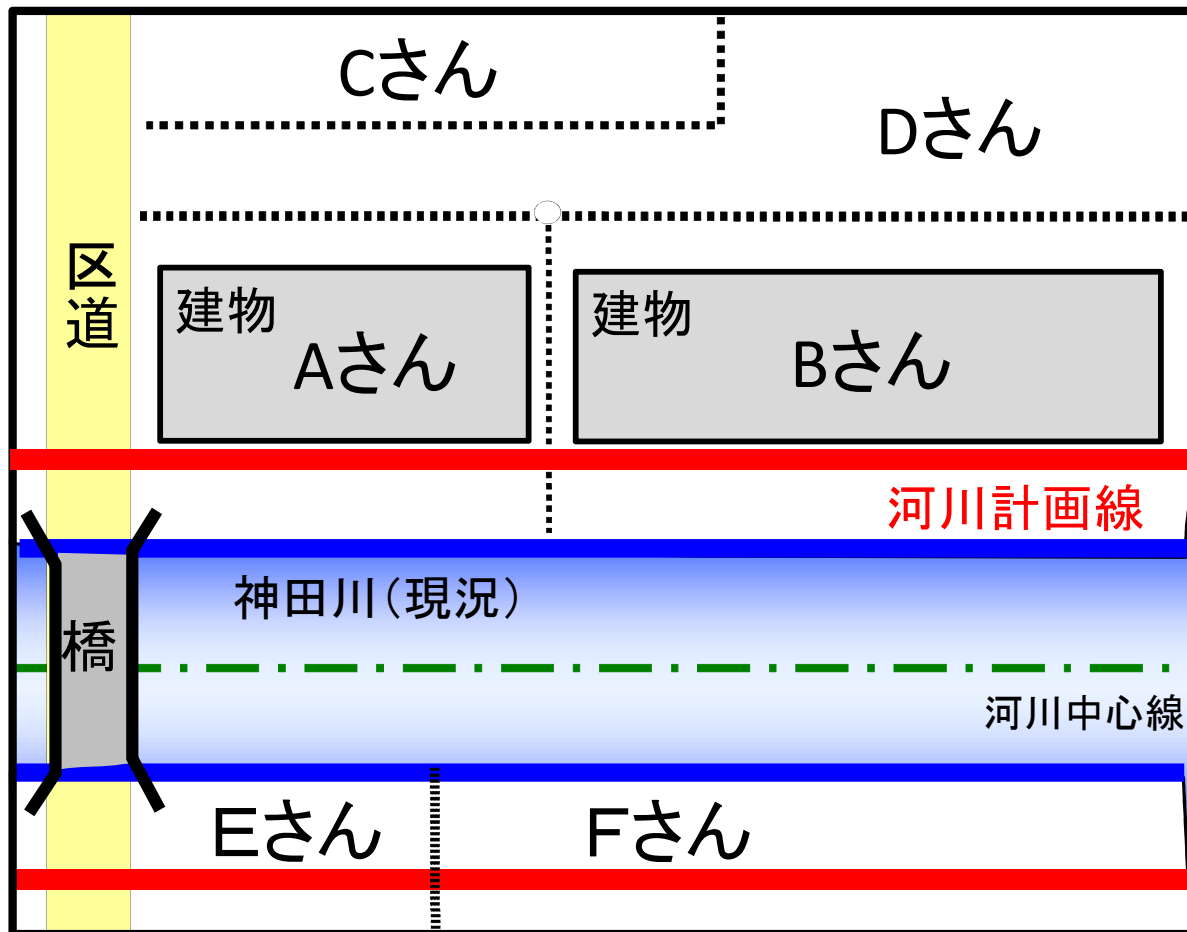


測量調査について（2）

現況測量

- 現地の正確な地形、高低差、河川計画線の位置を調査するため、**建物の位置、土地・道路・河川などの形状を測量**し、現況の図面を作成します。

【作成する図面（イメージ）】



道路沿い測量作業（イメージ）



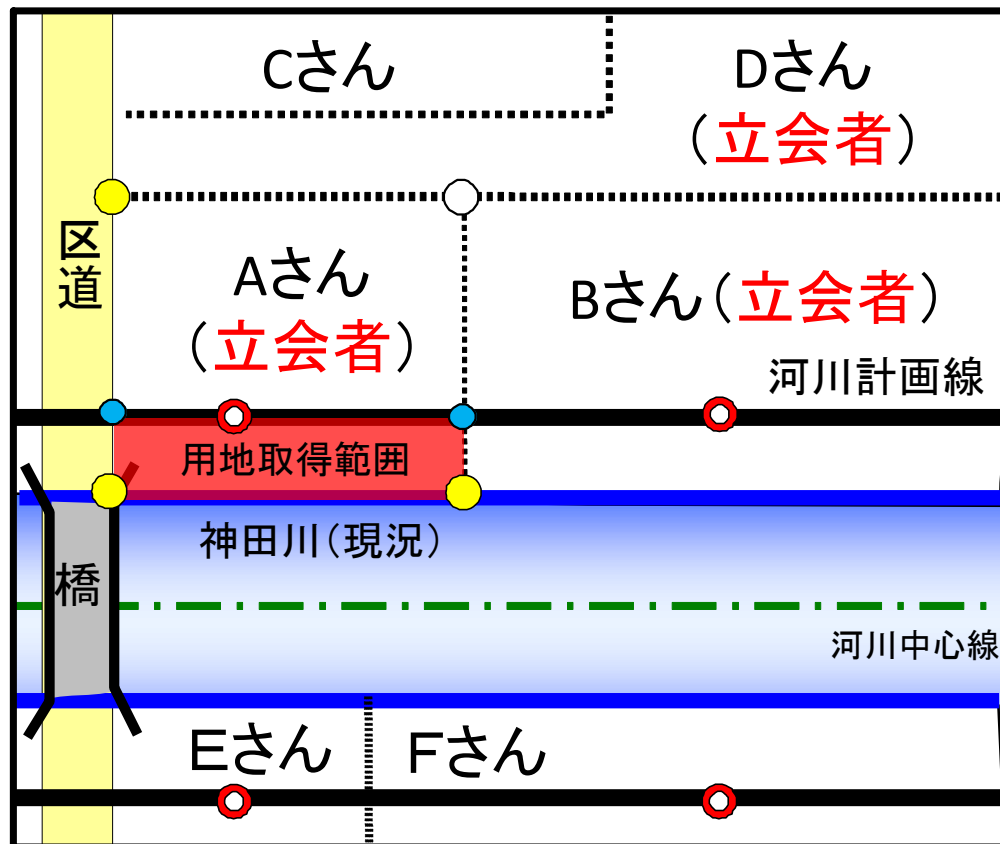
河川沿い測量作業（イメージ）

測量調査について（3）

用地測量

- 各土地において、用地買収の範囲を明確にするため、現在の道路や河川との境界（●）、隣接地との境界（○）の目印を現地に標示し、**関係者の立会のもとで土地の境界を確認**します。
- 境界確認が終了後、**宅地内に立ち入って測量を行い、新たな河川区域として買収する面積を確定**した図面を作成します。（宅地内には河川計画線の目印（● ●）を設置します）

【Aさんの土地における用地測量の例】



【凡 例】

- 道路・河川境界点
- 隣地境界点
- 計画幅杭点
- 計画線上の土地境界点

目印等の例

鋳



プラスチック杭



刻印



立会確認のお知らせ

6 三建工二第〇〇号
令和 6年 月 日

〇〇〇〇 様

東京都第三建設事務所長
〇 〇 〇 〇

土地境界の立会確認のお願い

日頃より東京都の河川事業に対してご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。
この度、都では神田川整備工事に伴い、あなた様の所有されている土地と、隣接する土地との境界を現地で確認くださるようお願いいたします。
お忙しい中、誠に恐縮ではありますが、下記の日時にお立会い下さるようご通知させて頂きます。

記

土地の所在 〇〇区 〇〇〇丁目 〇〇番地
立会日時 令和6年 月 日 () 〇〇時〇〇分～

(例)

立会に際しましては

- ・この通知状と印鑑（認印）をご持参ください。
- ・境界について、参考となる図面または書類があればご持参ください。
- ・代理人に立会わせる場合は、委任状をご持参ください。
- ・所有されている土地を貸している方は、借地人の方への連絡をお願いいたします。
- ・ご都合の悪い方は、日時等の調整を行いますので、下記の測量会社の担当者まで連絡いただきますようお願いいたします。

事業者連絡先

東京都 第三建設事務所 工事第二課 測量担当
担当者：〇〇
電 話：03-3387-5372（直通）

測量会社連絡先

株式会社 〇〇測量株式会社
担当者：〇〇
電 話：〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代表）

立会証明書

別紙第9号様式(第32条関係)

嘱託登記用

立 会 証 明 書

土地の表示 東京都〇〇区〇〇一丁目5-2、5-6、5-7

上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり関係土地所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。

記

地 番	所有権者	立会人 住所(上) 氏名(下)	所有者との関係	確認年月日	押 印
5-2 5-6 5-7	山田 太郎			令和 年 月 日	
5-2 5-6 5-7	山田 花子			令和 年 月 日	
5-5	川田 海子	(例)		令和 年 月 日	
5-8	空田 星男			令和 年 月 日	
83-1 83-11	東京電鉄株式会社			令和 年 月 日	
無番(都道)	東京都			令和 年 月 日	

本立会証明書のとおりに立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。

令和 年 月 日

調査 測量者職氏名

東京都〇〇建設事務所

- 1 管理人、代理人が立会いをした場合は、その者の住所・氏名を併記して押印する。
- 2 この立会証明書と境界を明らかにした図面を合綴した場合は、立会人の契印をする。

用地測量のスケジュールについて（予定）

令和6年6月頃～

現況測量

令和6年7月頃～

「土地境界の立会い確認のお願い」
を封書にて送付

※ 都が立会予定日を設定し、お知らせします。

ご都合が悪い場合は、調整させていただきます。

令和6年8月頃～

土地境界の立会い確認
立会証明書への署名・押印

立会証明書受領後～

用地測量

皆さまのご理解とご協力を お願いいたします。

不明な点は以下の連絡先にお問合せ下さい

○東京都建設局河川部 計画課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

事業計画に関すること TEL 03-5320-5414

○東京都第三建設事務所 工事第二課

〒164-0001 中野区中野4-8-1

工事に関すること TEL 03-3387-5367

測量に関すること TEL 03-3387-5372